項目	内容
被除名者	磯谷　成二（0401615）青森県支部 磯谷成二行政書士事務所 青森県弘前市豊原二丁目 7 番地 2　エトワール弘前第 1-110 号
	黒岩　康夫（0901007）神奈川県支部 行政書士黒岩康夫事務所 神奈川県横浜市戸塚区下倉田町 274-1　第七山仁ビル 111 号室
	安達　弘樹（0901997）神奈川県支部 行政書士安達法務事務所 神奈川県相模原市南区南台 3 丁目 8 番 46 号　GP ビル 301
	大久保　清（1002205）千葉県支部 大久保行政書士事務所 千葉県松戸市小金上総町 17 番地 8　サンセットブリーズ 202 号
	勝山　憲明（2400653）富山県支部 行政書士勝山憲明事務所 富山県射水市寺塚原 201 番地 2
	上田　加津子（4501774）宮崎県支部 行政書士上田加津子事務所 宮崎県宮崎市旭二丁目 2 番 6 号　フラワーマンション楠並木 802 号
処分年月日	令和 8 年 10 月 29 日
処分をした理由	定款第 49 条第 1 項及び第 2 項に定める業務報告義務を長期（1 年以上）にわたり履行していない。これまで再三にわたり業務報告書等の提出を求めてきたものの提出はなく、督促に対する応答も確認されていない。 以上のことは、定款第 11 条第 1 号及び第 2 号、第 49 条第 1 項及び第 2 項に違反する。
上記処分の根拠となった規則	定款第１１条第１号及び第２号